



ヘッジ会計の中止と終了

企業会計ナビチーム 公認会計士 加藤大輔



▶ Daisuke Kato

監査部門にて会計監査業務に従事したのち、アドバイザーサービスを行うFAAS事業部へ異動。現在は、主にIFRSや収益認識基準などの導入支援業務などに従事している。また、書籍の執筆や雑誌への寄稿、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に携わっている。

当法人ウェブサイト内の「企業会計ナビ」が発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介します。今回は「わかりやすい解説シリーズ『ヘッジ会計』第5回：ヘッジ会計の中止と終了」の一部を編集し、紹介します。

I はじめに

次のような事態が発生し、ヘッジ会計の要件を充たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用を「中止」することになります（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、基準）33項、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、指針）180項）（<図1>参照）。

- ① ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった
- ② ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した

一方、ヘッジ対象が消滅したとき、又は、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになっ

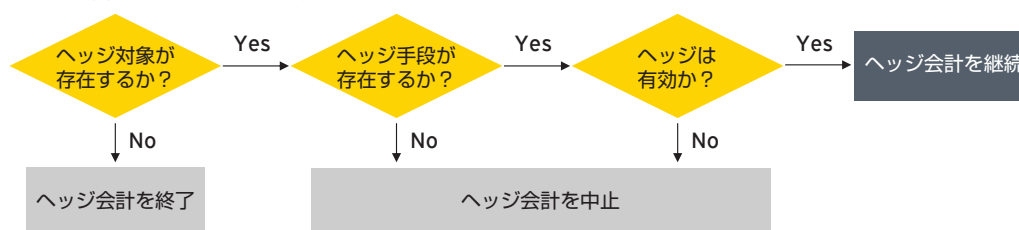
たときは、ヘッジ会計の適用を「終了」することとなります（基準34項、指針181項）（<図1>参照）。

II ヘッジ会計の中止の会計処理

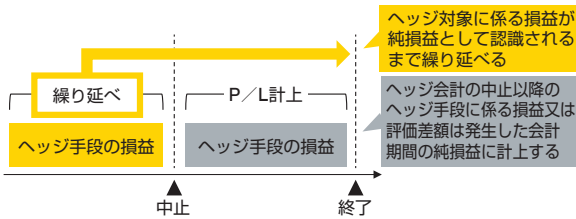
ヘッジ会計を中止するときは、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで、繰り延べることとなります。これにより、ヘッジ会計が有効であった期間のヘッジ手段の損益をヘッジ対象の損益に対応させることができます。また、前述 I ①の場合、ヘッジ会計の中止以降のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は発生した会計期間の純損益に計上する必要があります（基準33項、指針180項）（<図2>参照）。

なお、ヘッジ手段が債券、借入金等の利付金融商品の金利リスクをヘッジするものであった場合において、ヘッジ会計を中止する場合は、その時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり、金利の調整として純損益に配分します（指針180項なお書き）。

▶ 図1 ヘッジ会計の中止と終了の関係



▶ 図2 I①の場合のヘッジ会計の中止の処理のイメージ



▶ 設例

<前提条件>

- ① X0年4月1日に期間3年、100,000円の変動借入れ（6カ月TIBOR+0.5%）を行った。
- ② 変動金利を固定金利に変換するため、6カ月TIBORの変動金利を受け取り、2.0%の固定金利を支払う、期間3年、想定元本100,000円のスワップ契約を締結したが、X1年9月30日に解約により決済され、消滅した。
- ③ 借入金及び金利スワップの利息は、いずれも後払いで3月31日に支払われる。なお、各金利決済時点の6カ月TIBORは1.2%とする。
- ④ 決算日は年1回3月31日である。また、利息の計算は月割りとし、税効果は考慮しないものとする。
- ⑤ 金利スワップ時価の推移

日付	金利スワップの時価（ ）内は時価変動額
X1年3月31日	100円（+100益）
X1年9月30日	150円（+50益）
X2年3月31日	200円（+50益）

<仕訳>（単位：円）

① X1年3月31日（決算日）

支払利息	1,700*1	／ 現預金	1,700
支払利息	800*2	／ 現預金	800
金利スワップ	100*3	／ 繰延ヘッジ損益	100

- *1 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%+0.5%)
- *2 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%-2.0%)
- *3 金利スワップ時価変動額（X0年4月1日～X1年3月31日）

② X1年9月30日（ヘッジ会計の中止）

金利スワップ	50*4	／ 繰延ヘッジ損益	50
現預金	150*5	／ 金利スワップ	150

- *4 金利スワップ時価変動額（X1年3月31日～X1年9月30日）
- *5 X1年9月30日の金利スワップ時価（決済により時価相当額を受領）

③ X2年3月31日（決算日）

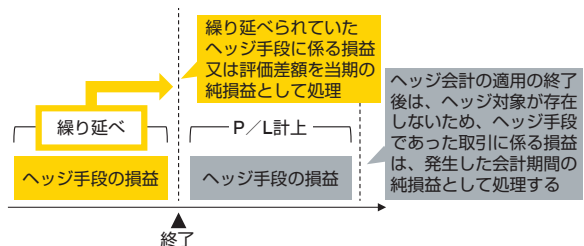
支払利息	1,700*6	／ 現預金	1,700
繰延ヘッジ損益	50*7	／ 支払利息	50

- *6 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%+0.5%)
- *7 150円×6カ月（金利スワップの消滅時から翌決算期末まで）÷18カ月（金利スワップの消滅時から借入金の返済期日まで）…（繰延ヘッジ損益を借入金の返済期間にわたって期間配分する）

III ヘッジ会計の終了の会計処理

ヘッジ会計の適用を終了するとき、その時点まで繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益を当期の純損益として処理します（基準34項、指針181項）。なお、ヘッジ会計の適用の終了後、ヘッジ手段であった取引に係る損益は、対応するヘッジ対象が存在しないため、原則どおり、発生した会計期間の純損益として処理することとなります（<図3>参照）。

▶ 図3 ヘッジ会計の終了の処理のイメージ



IV ヘッジ会計終了時点における損失の見積り

ヘッジ会計の要件を満たさなくなったことにより、ヘッジ会計の適用を中止した場合、ヘッジ対象に係る含み益が減少することにより、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積もり、当期の損失として処理する必要があります（基準33項ただし書き、指針182項）。これは、ヘッジ会計の適用を中止した場合、ヘッジ対象に係る含み益はその後増減するため、ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損失と対応しなくなり、仮にヘッジ対象に係る含み益が大きく減少した場合には、繰延ヘッジ損失の回収可能性が高いとはいえなくなるによるものです（指針349項）。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、同シリーズの解説を掲載しています。ご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL
ey.com/ja_jp/corporate-accounting



お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
 E-mail : daisuke.kato@jp.ey.com